

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件).....一
- 歴史の建造物の選定解除.....一
- (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示.....二
- (都市整備局住宅政策推進部不動産課).....二
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可.....二
- (都市整備局市街地整備部民間開発課).....二
- 建築基準法による道路の指定.....二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....二
- 建築基準法による一団地の区域.....二
- (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課).....二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....二
- (環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 政治団体の届出.....五
- 古物営業法による営業許可の取消し.....五
- 警備員等の検定の実施(二件).....六

○警備員指導教育責任者講習の実施(二件).....八

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し(二件).....二〇

告示

●東京都告示第千三百号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、葛飾区における特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。)(ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用する事業所を除く。)については、平成二十三年十月三日から同年十二月十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)特定計量器の所在の場所において検査を実施する。
- 二 一の検査のほか、東京都計量検定所(港区海岸一丁目七番四号)において、平成二十三年十月三日から同年十二月十六日まで(休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第千三百一十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 検査地域 足立区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同事業所で使用する二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 平成二十三年十月三日から同年十二月七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千三百二号

東京都景観条例(平成十八年東京都条例第百三十六号)第二十四条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物の選定を解除したので、同条第二項において準用する同条例第二十二條第六項の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

東京都知事 石原 慎太郎

名称	構造及び規模	所在地
一 東京都選定歴史的建造物の名称等		
本願寺築地別院	鉄骨鉄筋コンクリート造、中央区築地三丁目	中央区築地三丁目
	地上二階地下一階建	目十五番一号

二 選定解除の理由

平成二十三年七月二十五日付文部科学省告示第百二十三号で文化財産登録原簿に登録されたため

三 選定解除年月日

平成二十三年七月二十五日

●東京都告示第千三百三十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定に基づき、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年九月二日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 商号 株式会社エステート・エージェンシー

二 代表者氏名 代表取締役 宇田 昭彦

三 主たる事務所 杉並区荻窪五丁目一番八号

四 免許証番号 東京都知事(6)第五〇八九号

五 免許年月日 平成十九年九月三十日

●東京都告示第千三百四十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき晴海二丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 組合の名称

晴海二丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十六年二月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海二丁目の一部

四 事務所の所在地

中央区晴海四丁目一番一号 晴海四丁目ビル内

五 設立認可の年月日

平成十六年二月二十四日

六 変更の内容

事業施行期間を平成二十四年十月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

平成二十三年九月二日

●東京都告示第千三百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。(第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十三年八月五日 小平市小川町 延長 第一項第四号 年八月五日 一丁目六百六十六番、六百九十九番、六百九十九番七及び七百三十六番六の各一部 幅員 二一四・四〇 二八・〇〇

●東京都告示第千三百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市青葉町四丁目一番一、三丁目六番十四及び三十九番二十九 平成二十三年八月八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千三百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二日

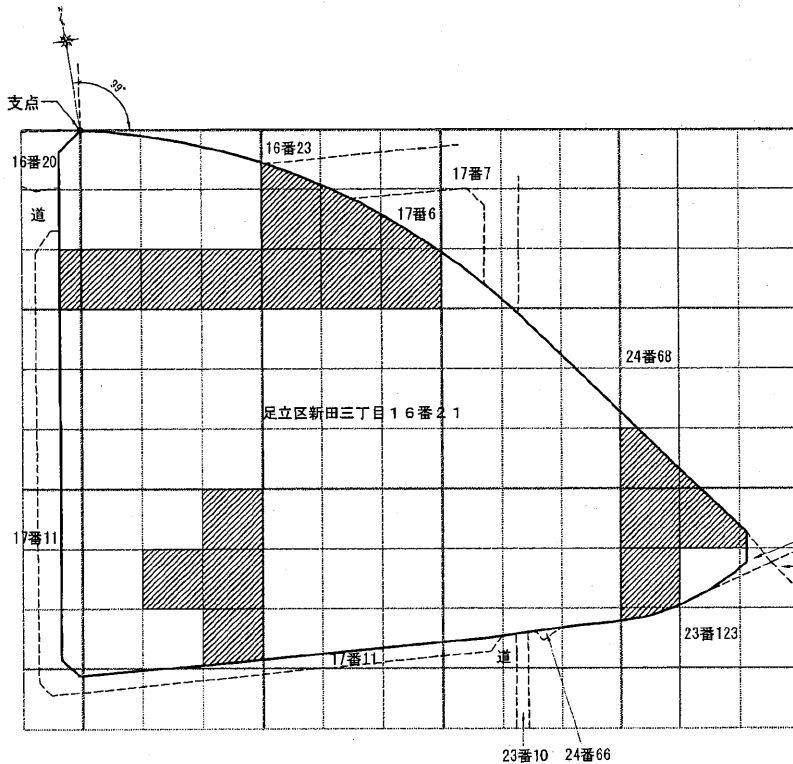
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区新田三
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその
化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



支点
 支点は、足立区新田三丁目16番21の最北端とする。

格子の回転角度 99度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により形成される格子を、支点を中心とし
 て右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

▨ 形質変更時要届出区域

— 単位区画境界線

- - - 筆境界